

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令（令和元年総務省令第47号）の概要

1 改正の背景

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等において、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が国の委託を受けて売りさばいた印紙代金については、売りさばき金額から事務の取扱いに要する経費を控除した額を国に納付することとされている。

当該事務の取扱いに要する経費のうち、印紙の売りさばき手数料は、現在、収入印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙については売りさばいた印紙の金額の3%に消費税分を加えた3.24%、雇用保険印紙及び健康保険印紙については売りさばいた印紙の金額の5%に消費税分を加えた5.4%とされている。

今般、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、当該手数料に消費税率引上げ分を反映する必要がある。

（参考）

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）において、国の委託を受けて会社が売りさばくこととされている印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、総務大臣が各印紙所管大臣と協議して定めることとされており、これに基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等が制定されている。

2 改正の概要

（1）収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部改正

第5条第1項第1号で規定する印紙の売りさばき手数料を売りさばいた印紙の金額の「100分の3.24」から「100分の3.3」に改める。

（現行：3%×1.08=3.24% → 改正後：3%×1.1=3.3%）

（2）雇用保険印紙及び健康保険印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十号）の一部改正

第5条第1項第1号で規定する印紙の売りさばき手数料を売りさばいた印紙の金額の「100分の5.4」から「100分の5.5」に改める。

（現行：5%×1.08=5.4% → 改正後：5%×1.1=5.5%）

（3）特許印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十一号）の一部改正

第5条第1項第1号で規定する印紙の売りさばき手数料を売りさばいた印紙の金額の「100分の3.24」から「100分の3.3」に改める。

（現行：3%×1.08=3.24% → 改正後：3%×1.1=3.3%）

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の日から施行する。